

健保の被扶養者・再確認書類は、6月中旬までに労保年更書類と一緒に回収します。(関与先) 当事務所では、毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。



「銀行から融資を受けようとしたら、8年

前のオートローン返済残が信用情報機関へ登録されたままになっていて”貸付ができない”と言われた。

近くの弁護士に手数料10万円を払ってローン会社に

返済不要の文書を送って貰ったが、当時の公正証書の北°-を送ってきて督促をされた。弁護士に相談したら”17万円別に必要”との事。どうすれば?」と県北の塗装業A氏から相談

8年経っても督促が... **内容証明郵便で時効の援用!**

がありました。ローンは商行為に当たり、貸し手の債権は5年で消滅時効に掛かります。国民生活センターによると債権回収会社等から7~10年前の借入金の請求書が送られる事が増えている、といひます。こうした場合

「時効の援用」で債務がない事を主張できます。さっそ

く内容証明郵便で「最終支払日から8年経過し時効。信用情報機関への登録は削除するように」との意思表示を行いました。金銭感覚が麻痺したかのような弁護士の話

にもモロの問題を感じます。



「創業をお考えの方に朗報です!!国の創業補助

金のご案内。最大200万円、500万円、700万円の3つのタイプ。補助率は3分の2。第1次締切は6/7、第2次締切は6/28...」との広告が先

日の新聞に出ました。受付・問い合わせ先の商工

会連合会に聞いてみると、「今回は2回目の公募で、1回目は3月下旬だったが、経産省から通知が届いたのは1回目の公募期間開始後で広報も出来ず、応募者は0。新聞広告も今回が初めて。是非6/2~

地域需要↑の新補助金の受付! 創業を支援! 新補助金始まる!

6/6の説明会に来て欲しい...」との話です。①補助

対象は(1)地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業を行う者(2)中小事業者の後継者(親族でなくても可)が業態転換や新事業・

新分野に進出する者等 ②補助内容は、人件費・店舗等

の賃借料・設備費・広報費等で150万円以上かかる時に、その2/3が補助されます。全国で200億円の予算で県内は80件約2億円の予定との事です。



産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書等の提出期限は、6月30日です。お忘れなく! ★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★